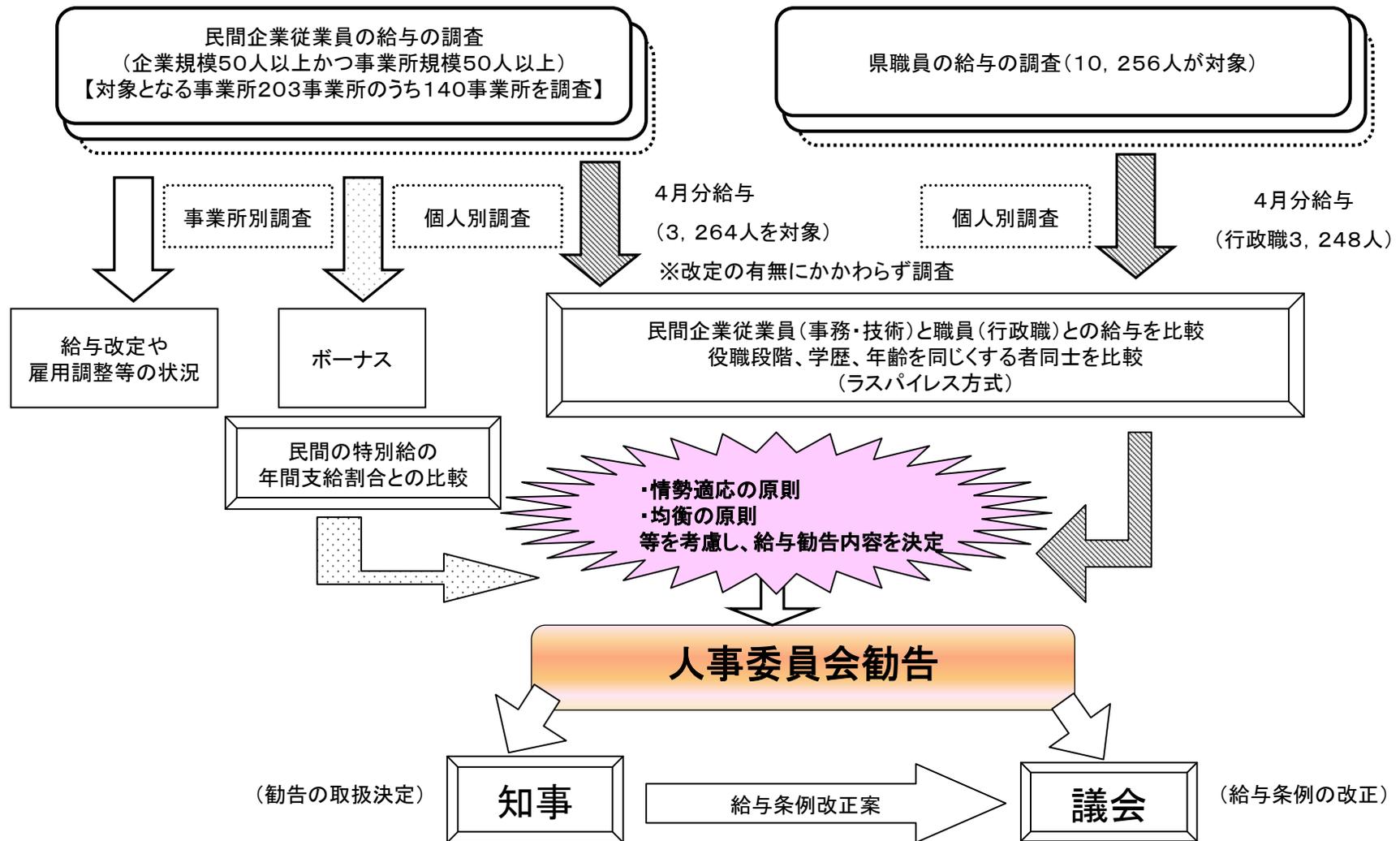


給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成23年11月
鳥取県人事委員会

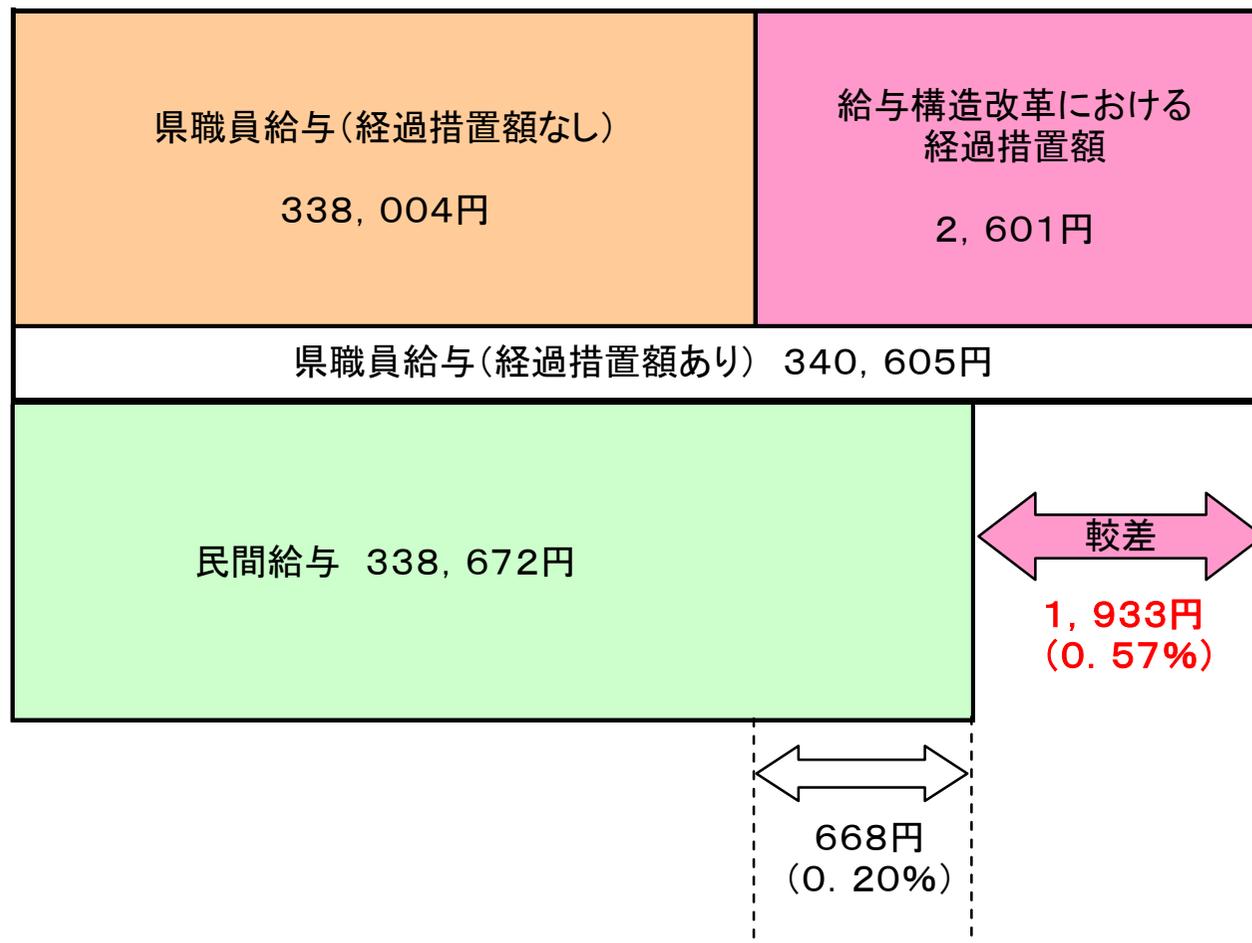
人事委員会勧告の手順

鳥取県人事委員会では、県職員と県内民間企業従業員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精確に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)を精確に把握し、年間の民間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。

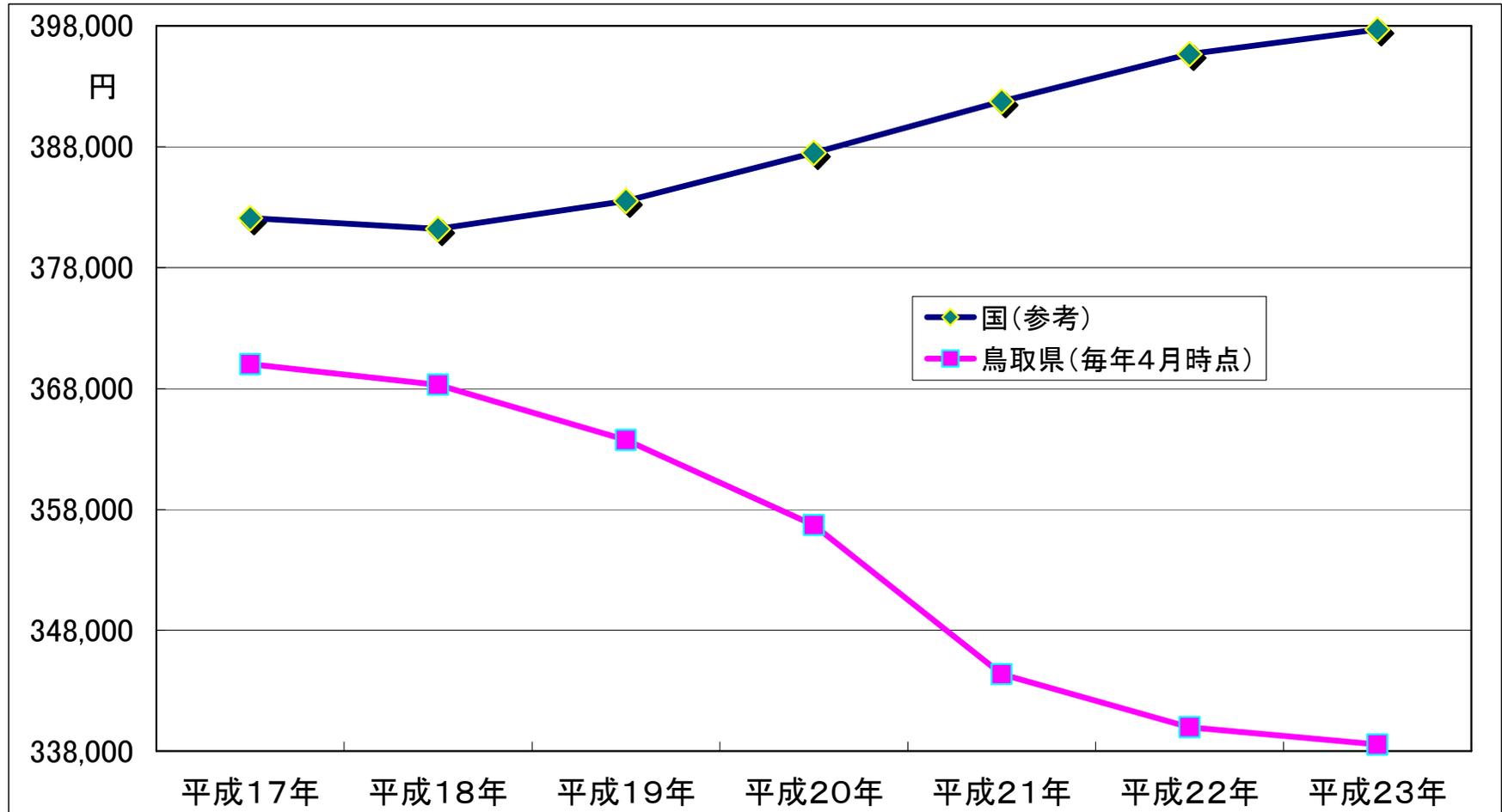


民間給与の較差に基づく給与改定

本年は、地域民間事業所従業員の給与水準を適切に反映させるという観点から、較差を解消するため、月例給の減額改定を行うこととしました。



鳥取県職員の平均給与額の推移

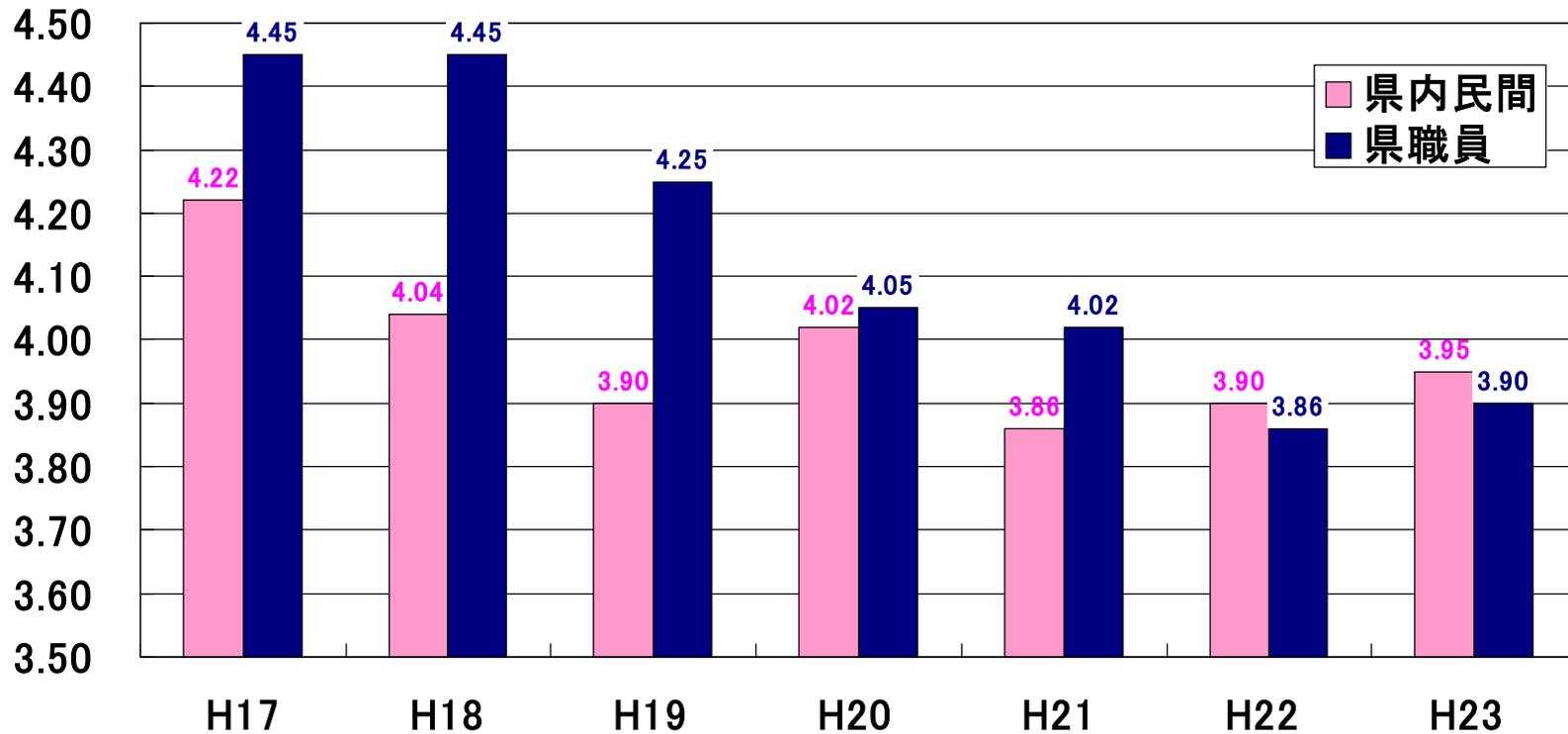


国：382,092円(40.3歳) 国：381,212円(40.4歳) 国：383,541円(40.7歳) 国：387,506円(41.1歳) 国：391,770円(41.5歳) 国：395,666円(41.9歳) 国：397,723円(42.3歳)
 県：370,010円(40.8歳) 県：368,322円(41.0歳) 県：363,742円(41.3歳) 県：356,698円(41.4歳) 県：344,377円(41.8歳) 県：339,991円(42.1歳) 県：338,555円(42.2歳)

- 1 鳥取県職員は行政職給料表適用者、国家公務員は行政職俸給表(一)適用者である。
- 2 平成19年以前の鳥取県職員の給与額は給与の特例措置前(給与カット前)の金額を掲載している。

特別給の支給月数の推移

本年は、本県の経済・雇用情勢等を考慮し、特別給の支給月数は据え置くこととしました。



区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
県内民間	4.22	4.04	3.90	4.02	3.86	3.90	3.95
県職員	4.45	4.45	4.25	4.05	4.02	3.86	3.90

※県職員の支給月数は、当該年の勧告前の支給月数

最近の給与勧告等の状況(平成11年～)

	月例給	特別給	
	改定率	年間支給月数	対前年比
平成11年	0.00%	4.95月	△0.30月
平成12年	0.12%	4.75月	△0.20月
平成13年	0.00%	4.70月	△0.05月
平成14年	△1.88%	4.65月	△0.05月
平成15年	△1.08%	4.40月	△0.25月
平成16年	0.00%	4.40月	0.00月
平成17年	△0.34%	4.45月	0.05月
平成18年	△0.12%	4.25月	△0.20月
平成19年	△0.02%	4.05月	△0.20月
平成20年	△3.20%	4.02月	△0.03月
平成21年	△0.86%	3.86月	△0.16月
平成22年	0.00%	3.90月	0.04月
平成23年	△0.57%	3.90月	0.00月

勧告に伴う影響額(その1)

【月額の影響】

<行政職>

- ①現 行:340,605円
- ②改定額:△1,933円
- ③改定後:338,672円

※△1,933円の内訳

- 給料月額:△1,886円
- 管理職手当:△44円
- はねかえり:△3円(地域手当)

勧告に伴う影響額(その2)

【勧告後の年収の影響額(行政職3,248人分の平均)】

○昇給がなかったと仮定した場合

＜行政職＞

- ①改定前: 5,385,881円
- ②影響額: Δ 28,749円
- ③改定後: 5,357,132円

【モデルによる年間給与の影響: 40歳係長(配偶者、子2人)】

○昇給がなかったと仮定した場合

(給料月額改定の影響)

＜行政職＞

- ①改定前: 5,275,912円
- ②影響額: Δ 30,581円
- ③改定後: 5,245,331円

本年の給与改定(まとめ)

公民較差の解消

1 給料表

- 本年の給料表から一律0.6%引き下げる(ただし、医療職給料表(1)は除く。)
※給与構造改革における経過措置額等も同様に引き下げる。

2 管理職手当

- 給料表と同様に0.6%引き下げる。

3 特別給

- 民間の特別給の支給状況(3.95月)を下回るが、県内の経済・雇用情勢等に鑑み、据置(3.90月)。

4 実施時期

- 平成24年1月1日

給料表の構造是正

- 給与構造改革における経過措置を廃止し、給与総額の枠内で、構造是正のための給料表の改定を行う。
(平成24年4月1日実施)